

第1回鈴鹿市社会教育委員の会 議事録概要

開催日時	令和5年10月30日（月） 14:00～15:25
場 所	市役所本館12階 1202会議室
出席委員	林 佳代子 羽山 哉美 坂 公子 樋口 よしゑ 松岡 智香 實義 法子（以上6名） 欠席 東 春香 森川 克美
事務局等	文化スポーツ部長 澤 卓男 文化スポーツ部文化振興課長 中川 勝規 文化スポーツ部文化財課長 大窪 隆仁 文化スポーツ部図書館長 中村 仁美 地域振興部地域協働課長 小野 秀哉 文化振興課生涯学習G 鬼頭 孝彦 文化振興課生涯学習G 堀田 千尋（以上7名）
傍聴者	0名
資 料	・令和5年度第1回鈴鹿市社会教育委員の会事項書 ・令和5年度第1回鈴鹿市社会教育委員会議資料 ・当日配布 鈴鹿市社会教育委員名簿，社会教育法抜粋，鈴鹿市社会教育委員条例，令和5年度鈴鹿市社会教育委員の活動について（案）

冒頭の事項	・挨拶及び自己紹介（社会教育委員，市側出席者） ・座長選出（林委員を座長に選出）
【座長】 林委員	それでは，事項書に従い，協議事項に入ります。 本日の協議事項は，令和5年度社会教育分野の主要事業についてですが，1年目の方もいらっしゃいますので，社会教育委員の役割について，文化振興課長から説明をお願いします。
【文化振興課】 中川課長	それでは，社会教育委員の役割について本日お配りいたしました社会教育法の抜粋と鈴鹿市社会教育委員条例の資料により説明いたします。 まず，社会教育法抜粋をご覧ください。 社会教育委員は，社会教育法の第15条第1項で都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。第2項で，教育委員会が委嘱するとされております。 また，第18条で，委嘱の基準などは，条例で定めるとしており，本市も，別紙の鈴鹿市社会教育委員条例で委嘱の基準，定数，任期などを定め，皆様に鈴鹿市教育委員会から委嘱させていただいております。社会教育委員の職務につきましては，社会教育法第17条に職務が掲載されておりますが，その根幹をなすものが，第1項，第1号の社会教育に関する諸計画を立案することです。 お手元の資料の第1回鈴鹿市社会教育委員会議資料最後のページをご覧ください。これは，昨年度の第2回社会教育委員の会において，皆様にお諮りして作成したものです。社会教育基本計画2023は，鈴鹿市総合計画2023との整

	合をはかりながら、策定しており、社会教育の目指す姿を、「人と文化を育み、心豊かに過ごしていること」とし、社会教育の基本目標として、大きく4本の柱を定めております。 一つ目が、「自ら学び、広げる生涯学習活動の推進」 二つ目が、「教育環境の充実」 三つ目が、「文化財保護の推進」 四つ目が、「住民主体の地域づくりの推進」でございます。 この4本の柱の下の表が、実行計画でございます。これに基づいて、令和5年度のそれぞれの事業を行うこととなります。指標及び目標値につきましては、総合計画2023後期基本計画と同様、最終年度となります令和5年度に達成すべき目標値でございます。 なお、現状値につきましては、令和4年度までの実績値を四角の枠の中に記載しております。 それでは、今年度の実行計画に基づき、それぞれの課で実施する主要事業につきまして順次担当課長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。
【座長】 林委員	ありがとうございました。質問は最後にまとめていただこうと思いますので、引き続き主要事業の説明をお願いします。
【文化振興課】 中川課長	それでは、文化振興課について、説明を申し上げます。 会議資料の1ページをご覧ください。こちらは、社会教育部門に関する関係各課の組織図でございます。 続きまして、2ページをご覧ください。文化振興課の職員数と事務分掌を記載してございます。社会教育分野を担当しておりますのは、生涯学習グループの3名でございます。 次に、資料の3ページ、令和5度の文化振興課の主要事業につきまして説明いたします。 市民学習活性化事業費、一つ目の市民アカデミー「まなベル」の開講でございますが、こちらは、市内高等教育機関の鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部・鈴鹿医療科学大学・鈴鹿工業高等専門学校と連携して、市民の皆様に学習機会の提供を行い「学びの楽しさ」を実感いただく事業でございます。今年度も6講座を開講いたします。表の右側の備考欄は、資料最後のページの実行計画の番号でございます。1 自ら学び、広げる生涯学習活動の推進（1）学び、生かす生涯学習の推進 の①に基づき実施するものでございます。 二つ目の、第4次鈴鹿市子ども読書活動推進計画の策定ですが、今年度、現計画「第3次鈴鹿市子ども読書活動推進計画」の計画期間が終了するため、引き続き第4次の計画を策定しています。実行計画では、1 の（1）学び生かす生涯学習の推進の③に該当いたします。 次に、鈴鹿市二十歳のつどい事業費でございます。 二十歳の門出を、市を挙げて祝い励まし、青少年健全育成の観点から、自立した大人として責任と義務を自覚する機会とするために鈴鹿市二十歳のつどいを実

	施いたします。開催日時は、令和6年1月7日（日）午後2時から。場所は、イスのサンケイホール鈴鹿でございます。式典内容などの詳細は、対象者の中から公募する二十歳のつどい実行委員会において決定していくことになっております。実行計画では、1の（1）学び生かす生涯学習の推進の②に該当いたします。 次に、社会教育関係団体支援費でございます。 青少年の健全育成には、地域の子どもは地域で守るという意識のもと鈴鹿市青少年育成市民会議や、地域を基盤とした 各種団体の積極的な活動が、最も効果的であると考えております。掲載の5つの団体の活動に伴う財政的支援として、事業費の一部を補助いたしております。こちらは、実行計画の2教育環境の充実の（1）地域資源を生かした学習環境の充実 の①②に該当いたします。 続きまして、地域家庭教育支援事業費でございます。 一つ目は、「放課後子ども教室・土曜体験学習」でございますが、放課後の子どもたちが、安全・安心に過ごせる居場所づくりと地域住民との交流活動を図ることにより、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するものでございます。地域コーディネーターやサポーターなど、地域住民の協力を得て、放課後子ども教室は、清和、白子、郡山、明生、河曲、井田川の6か所の小学校区で実施しております。二つ目の、土曜体験学習でございますが、こちらも、子どもたちが、安全・安心に過ごせる居場所づくりと地域住民との交流活動を図ることにより、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するものでございます。一つ目の、放課後子ども教室との違いは、土曜日に開催している点でございます。ちなみに、鼓ヶ浦小学校区で実施しております。これらの事業につきましては、実行計画の2の（1）地域資源を生かした学習環境の充実の③と④に基づき実施するものでございます。 三つ目は、「親なびワーク」でございますが、家庭教育支援のための訪問型ワークショップで、PTA家庭教育学級や公民館講座において実施しております。こちらも、実行計画の2の（1）地域資源を生かした学習環境の充実の⑤に基づき実施する事業でございます。 文化振興課につきましては、以上でございます。
【文化財課】 大窪課長	私からは、文化財課担当分について御説明申し上げます。資料4ページをご覧ください。 文化財課は、文化財保護に関することと鈴鹿市考古博物館や資料館等の企画及び運営に関することを主な分掌事務としております。 文化財課には、文化財グループと発掘調査グループがあり、出先機関として考古博物館がございます。それぞれの構成及び職員数や事務内容については、表に記載のとおりです。 続きまして、令和5年度の主要事業につきまして御説明申し上げます。資料の5ページを御覧ください。 まず、一つ目の「一般文化財保存・活用費」は、重要無形文化財「伊勢型紙」の技術保存、後継者育成等に係る支援をはじめ、文化財の所有者が行う指定文化

	財の修復等に対する事業費の補助や文化財の保存・活用や啓発に要するフルタイム会計年度任用職員学芸員の賃金等でございます。 こちらは、社会教育基本計画2023実行計画の、3-(1)-②と④に該当します。 次に、二つ目の「遺跡調査費」は、広瀬町に所在する伊勢国府跡の規模や構造を明らかにするための発掘調査や各種開発に伴う市内遺跡の範囲確認調査等を実施するもので、国及び県の補助事業でございます。実行計画の、3-(1)-⑤に該当します。 三つ目の「文化財保存活用地域計画作成事業費」は、未指定を含む地域の文化財について、総合的に調査、把握、リスト化し、保存・活用等を図るための計画書を令和2年から令和6年で作成するもので、国の補助金を活用した事業でございます。こちらですが、昨年度のこの会議において、令和2年から令和5年で作成としていましたが、総合計画との関係もございまして、1年期間を延長いたしました。実行計画の、3-(1)-①になります。 四つ目の「資料館等」は、令和5年から全部直営施設になりました、大黒屋光太夫記念館、佐佐木信綱記念館、鈴鹿市稻生民俗資料館、伊勢型紙資料館、庄野宿資料館を管理・運営する事業でございます。各記念館等での展示や事業を通じて、来館者数の増加を図り、郷土資料等の活用を促進するものでございます。実行計画では、3-(2)-①になります。 五つ目の「博物館事業」は、展示や各種催し物を通じて、来館者数の増加を図り、博物館資料の活用を促進するとともに郷土の歴史や考古学への理解を深めていただくため実施するものです。なお、各種イベントにつきましては、地元や関係団体の協力を得ながら実施してまいります。今年度は、資料の5ページにもありますよう、特別展、企画展、講演会、例年行っております、ゴールデンウィーク体験、夏休み子ども体験博物館を開催いたします。また、昨年度まで「春まつり」を実施していましたが、名称を「伊勢国分寺まつり」に変更して、開催する予定でございます。実行計画では、3-(2)-①にあたります 文化財課の主要事業につきましては、以上でございます。
【図書館】 中村館長	私からは、図書館の事業につきまして、説明申し上げます。資料の6ページをご覧ください。 こちらは図書館の職員数と事務分掌について記載してございます。図書館は、図書館本館と、主に児童書を所蔵する江島分館がございまして、いずれもスタッフ制となっております。事務内容につきましては記載の通りでございます。 次に、資料の7ページをご覧ください。令和5年度の図書館の主要事業について説明いたします。 まず、「維持修繕費」でございますが、昭和56年の開館から、42年が経過しており、各箇所が老朽化しておりますので、大小様々な修繕が必要となっております。そのための施設及び設備の維持修繕を行う費用でございます。実行計画では、1-(2)-③に該当いたします。

	次に、「施設管理費」でございますが、施設及び設備の維持管理や定期的な保守点検等を実施する委託料など、利用者の皆様に、安全で快適な環境を提供するための費用でございます。実行計画では、1－(2)－③に該当いたします。 次に、「運営・サービス事業費」でございます。この事業は、図書館が、市民にとって最も身近な生涯学習支援施設として、その役割を果たすべく、平成30年度に策定しました「鈴鹿市立図書館サービス推進方針」に基づき、各種事業を実施するものでございます。主な事業としましては、3つございます。まず、①の「図書館の情報提供サービスの充実」でございますが、利用者の利便性を図るために、図書館ホームページによる資料検索、インターネット予約、貸出状況確認などの情報提供サービスの充実を図ります。実行計画の1－(2)－②に該当いたします。②の「各種イベントの実施」につきましては、今年度は、コロナ禍が収束をしておりますので、各種イベントを再開しており、これからも、誰もが図書館へ足を運んでいただくため、各世代のニーズに合ったものと考えながらイベントを実施してまいります。実行計画の1－(2)－⑤に該当いたします。③につきましては、森林環境譲与税充当事業として、森林づくりの必要性和税のしくみについて学ぶ機会を提供し、三重県産木材を使用した備品を購入して、木材による居心地の良い環境を提供します。実行計画では、1－(2)－②に該当いたします。 続きまして、「図書購入費」でございます。図書館の図書及び視聴覚資料を充実させるための費用でございます。実行計画では、1－(2)－①に該当いたします。 次の「地域サービス事業費」でございますが、全ての市立公民館と、ふれあいセンター、農村環境改善センターにございます、図書室や図書コーナーに、図書館の本を配本して、閲覧及び貸出しを行っております。また、各公民館等施設を巡回した際に、利用者からのリクエストや本の相談を受けるサービスを行っております。実行計画では、1－(2)－④に該当いたします。 続きまして、「分館費」でございます。こちらは、江島分館の管理運営にかかる費用でございます。主に、江島分館のフルタイムの人件費と施設の維持管理費などでございます。実行計画では、1－(2)－③に該当いたします。 最後に、「ボランティア活動事業費」でございます。図書館では、市民の方との協働を進めるためにボランティアの登録制度がございまして、新たなボランティアを含めたボランティアの資質向上など、活動のための費用でございます。ボランティア活動の内容としましては、絵本の読み聞かせ、図書の修理、書架の整理、点字・録音図書の作成、施設周辺環境の美化などを行っていただいております。実行計画では、1－(2)－⑥に該当いたします。 図書館につきましては以上でございます。
【地域協働課】 小野課長	それでは、地域協働課の事業について説明します。お手元の資料8ページをご覧ください。 最初に、職員数についてですが、資料に記載のとおり、地域協働課では、公民

	館に加え、市内に２２か所の地区市民センターを所管しており、職員総数は１５４名となっています。公民館は、ふれあいセンターを含め、３１館あり、ふれあいセンターを除く、公民館３０館のうち、２０館が地区市民センターと併設の公民館、１０館が単独公民館となっています。 次に、事務分掌です。事務分掌については記載のとおりですが、公民館及びふれあいセンターの関係業務である、施設整備及び維持管理、運営、指導に関する事務及び公民館運営審議会に関する事務については、総務グループで行っています。また、協働推進グループでは、主に地域づくり協議会や、市民活動団体に関するを行っています。 続きまして、９ページをご覧ください。令和５年度の主要事業でございますが、「森と緑の生涯学習事業」につきましては、実行計画の、４－（１）－②に該当いたします。「みえ森と緑の県民税市町交付金事業」を活用して、小学生や、その保護者を対象に、各公民館運営委員会に事業を委託し、森や緑の大切さなどの理解を深めるための講座を実施しています。１館当たり７万円の交付金で、令和５年度には、１１館が開催を予定しており、７７万円の予算を計上しております。椿地区、久間田地区、庄内地区、住吉地区、清和地区、若松地区、国府地区、飯野地区、栄地区、旭ヶ丘地区、合川地区となっております。 続きまして、公民館の運営委託につきましては、実行計画の、４－（１）－①に該当いたします。地域の特性や住民ニーズに応じた生涯学習事業として、各種講座を実施する事業です。住吉公民館と清和公民館の２館分で、５４万４,０００円を計上しています。また、公民館につきましては、地域づくり協議会の活動拠点としても、その機能をはたしていくことが必要であることから、地域づくり協議会の財政的支援である一括交付金に財源は移行しており、各地域において、地域づくり協議会と連携し、公民館運営事業を実施しています。 最後に、公民館の施設整備事業ですが、実行計画の、４－（１）－③に該当いたします。天名公民館と天名地区市民センターの建替に伴う外構工事ですが、令和５年９月３０日で工事が完成し、令和５年１２月１日に供用開始する予定となっています。 地域協働課については、以上です。
【座長】 林委員	ありがとうございました。 まず、社会教育委員の役割と、文化振興課の部分で質問、意見がありましたら、挙手お願いします。 座長ですが、質問よろしいでしょうか。 ２ページ目の市民会館の事務内容のところですが、「文化会館の使用料の徴収に関すること」は、去年はなかったと思うのですが、どうして今年はあるのですか。
【文化振興課】 中川課長	令和４年度から文化会館が閉館しておりまして、市民会館の館長が、文化会館の館長も兼ねております。 市民会館、文化会館ともに１年前から使用予約ができますので、早く入ってきた分に関しては、徴収をしたりしておりますので、事業内容に記載しています。

	文化会館が開館するまでの限定的なものです。
【座長】 林委員	「二十歳のつどい」の予算が少ないですが、開催場所によるものですか。
【文化振興課】 中川課長	はい、その通りです。 市民会館で開催していた際より、サーキットで開催した際は、民間の施設ということもあり、予算が増えました。また、AGF 鈴鹿体育館で開催した際も、サーキットでの開催よりは、予算は減ったのですが、テニスコートも含め、全館貸切の必要があったこと、そして、舞台の設営が必要であったことと、また、体育館内が土足厳禁のため、館内にシートを張る必要があったことにより予算がかかっています。このようなこともあって、開催場所により予算は異なっております。
【座長】 林委員	ありがとうございます。
坂委員	皆さん他にないですか。
坂委員	まなベルについて、これまでに何講座開催され、何名ぐらい参加があったのか教えてください。
【文化振興課】 中川課長	令和4年度に関しましては、各講座の定員を50名とし、6講座開講し、112名の参加でした。令和2年度、3年度は、コロナの影響により、定員を35名にしまして、令和2年度は123名、令和3年度は122名でした。かつては、参加の多い時期もあり、平成29年度は、定員50名で6講座開講で、283名の参加がありました。これからコロナも明けてきましたので、より多くの参加者を目指したいと考えております。
坂委員	今年度は、もういくつか開催されていますか。
【文化振興課】 中川課長	令和5年度に関しましては、6講座のうち、5講座が終わっており、現在156名の参加でございます。
坂委員	参加される方の年齢層について教えてください。
【文化振興課】 中川課長	年齢層は、非常に高く、令和4年度ですと、112名の参加者の内、60代以上が74名、さらに申し上げれば、70代以上が約50名ということで、70代以上の方が半分占めております。ただ、若い方の参加も、これから目指していきたいと考えていますので、講師の方等、工夫をしていきたいと考えています。
樋口委員	まなベルの参加者募集の工夫について、意見させていただきたいのですが、今の募集方法は8月くらいに「広報すずか」で一括して募集をかけていますが、それだと、先のスケジュールがわからず、応募しにくい方もいると思うので、数回に分けて募集してはどうでしょうか。何度か目に留まるような募集方法がいいのではないのでしょうか。
【文化振興課】 中川課長	もう少し細かな周知をしてはどうかということですね。 もう少し工夫していきたいと思います。
坂委員	二十歳のつどいについて質問です。成人年齢が18歳になりましたが、鈴鹿市では20歳を対象に行っていくことになった経緯を教えてください。

【文化振興課】 中川課長	20 歳にするか 18 歳にするかの議論は何年か前にありまして、その中で、18 歳にすると就職等いろいろなことが重なって、なかなか参加ができないという意見がありました。全国的にも 20 歳が大人であるという雰囲気がまだ残っており、そういう中で、20 歳を対象に行ったのは、三重県内では伊賀市を除いて全市町でした。なお、伊賀市では、18, 19, 20 歳を対象に 3 回行ったと聞いています。 また、本市では、20 歳での開催がいいかどうかといったアンケートを実施し、その結果を踏まえて 20 歳での開催となりました。
【座長】 林委員	社会教育関係団体支援費について、意見させていただきたいのですが、今、社会教育団体の数が減ってきていて、いろんなところでなくなってきています。 子どもたちにとって、学校と家庭以外にも、いろいろな居場所があった方が、子どもの成長のためになると思います。そういった意味で、社会教育団体は、すごく大事なところだと思うので、お金だけの支援ではなくて、皆さんからお知恵を貸していただけるような支援をしていただけるとありがたいと思います。
【文化振興課】 中川課長	おっしゃる通り、ボーイスカウトや、ガールスカウトなどは、昔のようなイメージではなく、団体数も減ってきており、本当に悩ましいところです。補助金を出して、あれやこれやと言っても、なかなか集まらない状況です。 存続の危機感は、私たちも意識し、各団体も十分認識しております。
【座長】 林委員	皆さん他に何かございますか。なければ、次の文化財課に移ります。 文化財課のところで、質問ありますか。
樋口委員	文化財の保護措置件数について、地域の文化財には未指定を含むとありますが、鈴鹿市には何件ありますか、また、件数の取り方について教えてください。申し出があるのでしょうか。
【文化財課】 大窪課長	保護措置件数というのは、単純な件数というのではなく、指定文化財の管理者が行う日常管理のための補助を出しているのも件数に含めており、昨年ありましたように、石薬師の方で無断に指定文化財内の土地に看板を立てて行政が指導したというのも 1 件として件数にするなど、いろんなものの件数を含めた件数が現状値で 44 件で、目標値が 42 件。 何かあったりすると（指導件数が増えるという意味）増えるし、基本となる毎年定型で補助をしている件数の他にも、いろんなものの件数がこの件数ということになります。
樋口委員	そうなると、去年の件数と今年の件数とは一緒ではないということですね
【文化財課】 大窪課長	市が毎年補助している件数というのは、定型の補助もありますし、樹木については、交付要領（ふるさとの木保存活用事業補助金交付要領）定義のある補助の対象となっている樹木及び樹木群もいくつかありますので、その対象となっている木に補助を交付したら、補助件数として 1 件となり、先ほど申しましたように、何かの措置をした場合、それも 1 件となり、その合計数字ですので、市内の文化財の数とリンクするわけではないです。 保護件数措置として、何を含めるかというのは難しいです。 発掘調査した件数につきましても、学術調査となる国府跡の調査については、

	市が主体的に行うものですが、民間の開発となる住宅開発などで、包蔵地に該当する範囲の開発になりますと、開発前の調査が必要となります。 学術調査については、文化財を保護するということから保護件数措置の件数対象としており、民間開発については、保護件数措置には入れていません。
樋口委員	そうすると、年度の目標数値にするには大変ですね。
【文化財課】 大窪課長	新しい計画（総合計画のこと）でも同じような件数にしていますが、こちらにつきましては、毎回、課の中でもどうすべきか毎回悩んでいます。件数は、基本となる定型補助の件数が30件ぐらいになりますが、単発というか、ベース補助の件数などもございますので、だいたい40件ぐらいになっていきます。 指導するようなケースがあって増える場合や、逆に適切に保存していくための補助などの活動をして増えるので、この件数が何に基づくものかというのは、非常に難しいです。
【座長】 林委員	目標値にこれを設定するのは、ちょっと考えた方が良かったかもしれませんね。 目標値というのは、自分たちが働いて、努力して出る数字がいいと思うので、今はこれで設定されているので仕方がないと思いますが、何年かして見直す機会があったら、自分たちの努力目標みたいなものを数値にした方がよいと思います。
【文化財課】 大窪課長	文化財の保存という面で考えている数値になりまして、活用という面ですと、来館者数で設定できるのですが、なかなか適当なものがありませんでした。 先ほど申し上げた、市で行う学術調査を目標値とすると、数字は簡単に入れることはできますが、市が主体的に文化財の保存をするということで、1件とか2件とか、数値として表しにくいものになります。 補助した件数を、市がある程度主体的に設定できる数値を設定している関係で、このような数字になっております。
【座長】 林委員	総合計画では何でも、PDCA サイクルでチェックして、あかんと思ったら、次に変えるという勇気がないと、なかなか前に進まないと思います。 資料館等のところで、佐佐木信綱記念館から庄野宿資料館のところは、今までは指定管理導入施設だったと思うのですが、今年度からなぜ直営施設になったのですか。
【文化財課】 大窪課長	こちらにつきましては、指定管理をしてきた中で、見直しをすることに加え、老朽化した施設の修繕を行うためです。 指定管理の最中に修繕をすると、資料館の修繕には、文化財に指定されているものもあり、期間や金額がかかりますので、一度全部を直営にして、施設のあり方の検証を行い、指定管理の期間との比較検討を行って、改めて再度指定管理するのが適切かどうかの検討を行うこととしております。
【座長】 林委員	皆さん他に何かございますか。なければ、次の図書館に移ります。 図書館のところで、質問ありますか。 私、図書館の運営協議会に出させてもらっているのですが、図書館が持っているボランティアの人たちって、ものすごい宝ですね。

	あれだけの質を持ったボランティアの人が集まって、イベントを行うときには、集客能力もある。ボランティアの人たちのすごさをいつも感じます。なので、この図書館のボランティア活動事業費をいろんなところで活かしてもらいたいと思います。
【図書館】 中村館長	読み聞かせのボランティアだけでなく、本当にいろいろなボランティアの方に助けてもらっています。 例えば、中学生の職業体験に本の修理のボランティアの方に来ていただいて、修理の体験に携わっていただいたり、図書館周囲の草を、暑い中でも、美化のボランティアの方に来ていただいて、きれいにしていただいたりと、様々なボランティアの方に図書館を助けていただいています。 これからもボランティアの方を募って、さらに図書館をよいものにしていくと思っています。
坂委員	大木中学校が新しく校舎を建て替えて、図書室ができました。地域に開放するという話が前からあるのですが、学校は9月から授業が始まったのに、まだ開放の話が進んでいません。大木中学校の図書室の運営に、市としてはどんな関わりをしていますか。
【図書館】 中村館長	図書館としては、学校の運営には関わってはいません。
【座長】 林委員	学校の図書館の館長は、その学校の校長なので、開放するなら、学校運営協議会を中心に話し合われてると思うのですが。
【図書館】 中村館長	大木中学校の図書館の地域開放については、初めて聞きましたが、おそらくそのように進んでいると思います。
樋口委員	ボランティアの方に恵まれているということですが、募集はどのようにかけているのですか。 長年やってみえる方もみえるみたいですが、登録されているのですか。
【図書館】 中村館長	はい。登録制になっています。 長年来ていただいている方のつながりで、登録される方もみえますし、職をリタイアされたのを機に、かねてから図書の方に関わりたかったということで、新たに登録される方もいます。
樋口委員	完全ボランティアですか。
【図書館】 中村館長	完全ボランティアです。 夏ですと、高校生の学生とかにも、ボランティアとして、書簡の整理などしていただいています。 保険だけは入っていますが、その他の支払いなどはしていません。
【座長】 林委員	読み聞かせも含めて、読書をすることが、子育てにも子どもの教育にも関わる大事なことだと思っています。 そこで、読書が大事であるということを啓発するために、いろんな立場の人に話をしてもらおうフォーラムなどを行ってはどうかと考えています。ありとあらゆる機会をとらえて、そういうことを鈴鹿市の母親や子どもたちに訴えていくべき

	だと思っております。
【文化振興課】 中川課長	そういったところは、教育指導課などが担当しながら行っています。その中で、毎年、取組を検証していますので、考えていきたいと思います。 子ども読書活動推進計画の指標の1つとして、読書が好きな小学校児童、中学校生徒の割合があり、読書が好きな小学生の割合は70%ぐらいを維持しています。しかし、中学生になると、インターネット、スマートフォンの利用時間の増加や、部活動などによって、読書が好きであっても、読書する時間がなくなっていき、急激に本を読まない率が上がっていきます。そういった中で、どのようなことをしていくか考えていく中で、電子書籍がある意味一つのきっかけになると思います。スマートフォンを持っていれば、電子書籍を読もうと思えば読めるわけですから。 これから、市内10校の中学校に対して、電子書籍を導入していくという話も聞いていますので、それによって、読書が好きな児童生徒の割合が少しでも上がっていくのではないかと期待をしています。 フォーラムといったイベントも併用しながら、できればと思っております。
松岡委員	今学校では、秋の読書週間ということで、うちの学校でも親子読書推奨ということで、本を持って帰っています。先ほど言われたみたいに、本が好きな子どもは90%以上います。しかし、実際どれぐらいの時間、読書をしているかというと、夕方遅く帰って、習い事してとかと、1日に20分もあったらいい方です。どこで読書をする時間を確保したらいいのかという話も出ています。 今、国はICTに力を入れているので、タブレットを家に持ち帰って、必ず使うようになれば、またさらに読書をする時間が削られていくと思います。 読む、書くの基本は、やっぱり読書からということで、学校でもいろいろと考えながら進めているので、電子書籍というのは、具体的な話はまだ学校へはおりてきていませんが、進めてもらっているということなので、一つのきっかけになればと考えます。
【文化振興課】 中川課長	当課で独自にとったアンケート調査でも、年が上がるごとに電子書籍を読むようになっているのがわかっています。高校生になると、半数が電子書籍を読んだことがあると答えています。 つまり、電子書籍というのが一つのキーワードになってくると期待しています。スマートフォンがあるからといって必ず読むというわけではありませんので、どう電子書籍につなげていくかが課題です。
【座長】 林委員	電子書籍もよいとは思いますが、紙の本もいいと、私なんか思ってしまいましたが、古いのかもしれませんが。 私、孫が小学校に入るまで、読み聞かせをしていたのですが、その孫が、甥っ子の赤ちゃんが生まれたら、今度は自分が読み聞かせをしようと言って、張り切っています。そうやって子どもにつなげていけたら、一番いいのではないかと思います。ただ好きで本を読むという子どもに育っていけるような教育環境を作っていきたいですね。

	他に図書館に対して何かございますか。 なければ、地域協働課に対して、質問ありますか。
坂委員	公民館の稼働率が下がってきています。 利用者の高齢化、また、サークル活動も高齢者の方が多いので、サークル数も減少しているという現状があります。 そんな中、5人以上でないと貸し出しができないとか、5人以上でないとサークルをつくれなとか、利用条件が厳しいものがあるので、そういったところの緩和について、担当課で検討していただけたらありがたいと思います。 それから、飲食の禁止についても、飲食がメインになっては駄目ですが、今、例えば午前午後借りても、昼は外で食べてくださいとなっています。例えば午前午後借りていたら、お昼は館内で食べてもらうくらいは構わないなど、使用条件を緩くしてもらおうと使いやすくなり、利用者の方が増えてくるのではないかと思いますので、また検討していただけたらと思います。
【地域協働課】 小野課長	公民館に関しましては、社会教育の場、生涯学習の場というような形で、これまでいろんな方に利用をしていただいています。 令和2年度から、地域づくりというものが、28地区、それ以外の地区に、清和公民館と住吉公民館の2館がございまして、30館というような形になります。 今、坂委員から話がありました通り、公民館の稼働率が悪くなってきています。 これは、ここ3年、コロナで利用者が減っている部分もございしますが、それ以外にも、先ほどおっしゃられましたように、高齢化によって、サークル数の減少という部分も、大きな課題にはなっております。 今まで通りの、生涯学習の場、社会教育の場だけで、公民館の運営が今後もできていけるのかということも含めて、地域の拠点となるような施設というような、公民館の縛りを、できれば外して、地域の方にもっと利用が可能な地域拠点となるよう考えつつ、今後の公民館のあり方を検討していきたいと担当課としても考えております。
【座長】 林委員	まちづくり協議会の事務局は、全部公民館にあるのですか。
【地域協働課】 小野課長	今、28地区ある中の2地区だけが違う場所でやっておりますが、26ヶ所は公民館の中に地域部屋という1室を置いてもらって、そこで活動してもらっています。 また、将来的には、すべての地区で、公民館の中に地域部屋をおいてもらいたいと考えています。
【座長】 林委員	公民館以外の場所で行っている2地区は、どこですか。
【地域協働課】 小野課長	白子と神戸が違う場所でやっております。
【座長】 林委員	そこの公民館を使えないということですか。
【地域協働課】	地元の事情があって、なかなか難しいという部分があるのですが、将来的には

小野課長	公民館の中でと考えております。
【座長】 林委員	協働推進グループについて、市民活動団体に関することとありますが、これはどのようなことですか。
【地域協働課】 小野課長	つながろうネットワークとかです。いろいろな団体にソーラーパネルの補助金をいただいています、それを各団体に分配するような事業をしております。
【座長】 林委員	「すずかのぶどう」のような市民活動を支援しているのですか。
【地域協働課】 小野課長	そうです。
樋口委員	地域づくりが活発な地区と、それなりの地区があります。今までも、地域でいろいろなイベントや祭りなどの活動をして、地域でまとまっていたんですが、この地域づくりという形になったため、他の地域のものが活動に入っていくと感ずることがあります。 地区関係なしに入っていける、市全体での行事が今まではあったと思うのですが、今は地域づくりの方が、そういうような活動を地域で行っていますが、これからはどうやっていくのでしょうか。
【地域協働課】 小野課長	28地区でまちづくり協議会を立ち上げていただいて、地域の方に金銭的支援として一括交付金を、それから物的支援として公民館の利用を、人的支援として市の職員が、支援職員として入ったり、センター所長がコーディネーターの役割をしたりということをしています。 この一括交付金を、どういったものに使ったらいいかをいろいろな方法で示させていただいているのですが、地域の方とイベントをやれば、一括交付金を使ってもいいというふうにとらえてみえる所がかなり多く、この秋口などに、大きなイベントをされて、そこに一括交付金をどんと使われる協議会が多くなっています。イベントないし祭りをするための一括交付金ではなく、防災であり、高齢者のための福祉などいろんなものに使っていただけるような、一括交付金であることを、今後情報発信していきたいと思います。 鈴鹿市全体でのイベントというと、観光の方で行っている市民まつりというものが、3つぐらいあったと思いますが、そういったものに、住民の方の参加を依頼する形になってくるかと思っています。
樋口委員	活発になるのはありがたいけど、なかなか難しいところもありますね。
【座長】 林委員	今は過渡期なので、落ち着いてきたら大分変わってくるのではないですか。 他、御質問等ありませんか。 なければ、協議事項について、社会教育委員の会として了承するということがよろしいでしょうか。 以上で協議事項を終了いたします。

【文化振興課】 鬼頭	林座長，長時間の議事進行，誠にありがとうございました。 それでは，事項書の５その他，令和５年度鈴鹿市社会教育委員の活動について，事務局より話をさせていただきます。 社会教育委員の活動としては，鈴鹿市が年に２回主催する社会教育委員の会の他に，社会教育委員の自主的な勉強会として「きらりの会」がありました。 この「きらりの会」の活動について，このあと少し時間をいただき，説明したいと思いますので，社会教育員の皆さんには，少し残ってくださいますよう よろしくお願ひします。 それでは，これで令和５年度第１回鈴鹿市社会教育委員の会を終了いたします。
-----------------------	---